



産業集積誘導エリアの概要

犬山市では、市街化調整区域として建築物の建築が制限されている地域において、地域振興のための工場や研究所の立地を緩和する条例（都市計画法第34条第12号の規定に基づく開発許可基準）が制定されています。

条例には、「市長が指定した区域で行うこと」や「市長が別に定める産業（犬山市集積業種）に属すること」などが規定されています。

この条例に定める区域指定が可能な「産業集積誘導エリア」をご案内します。

区域指定等について

- 区域指定は、**地権者等からの申出**により市長が指定します。
- 区域指定には、**犬山市都市計画マスタープランの土地利用方針**において“新たな産業用地の形成”を図る「**産業集積誘導エリア**」としての**位置づけが必要**です。
- また、**地権者等全員の同意**が必要です。



周辺環境に調和した新たな産業用地の形成

含めない土地の区域
・農用地として保全すべき区域
・保安林の区域 など
(ただし、開発許可時において当該地区の除外等が確実に行われるものは、この限りでない。)



青色斜線の区域＝産業集積誘導エリア

集積業種について

○工場・研究所の建築には、**犬山市集積業種への該当性を判定した後、都市計画法第34条第12号に基づく許可が必要**です。なお、自己の業務用（申請者が所有し、使用するもの）が対象です。

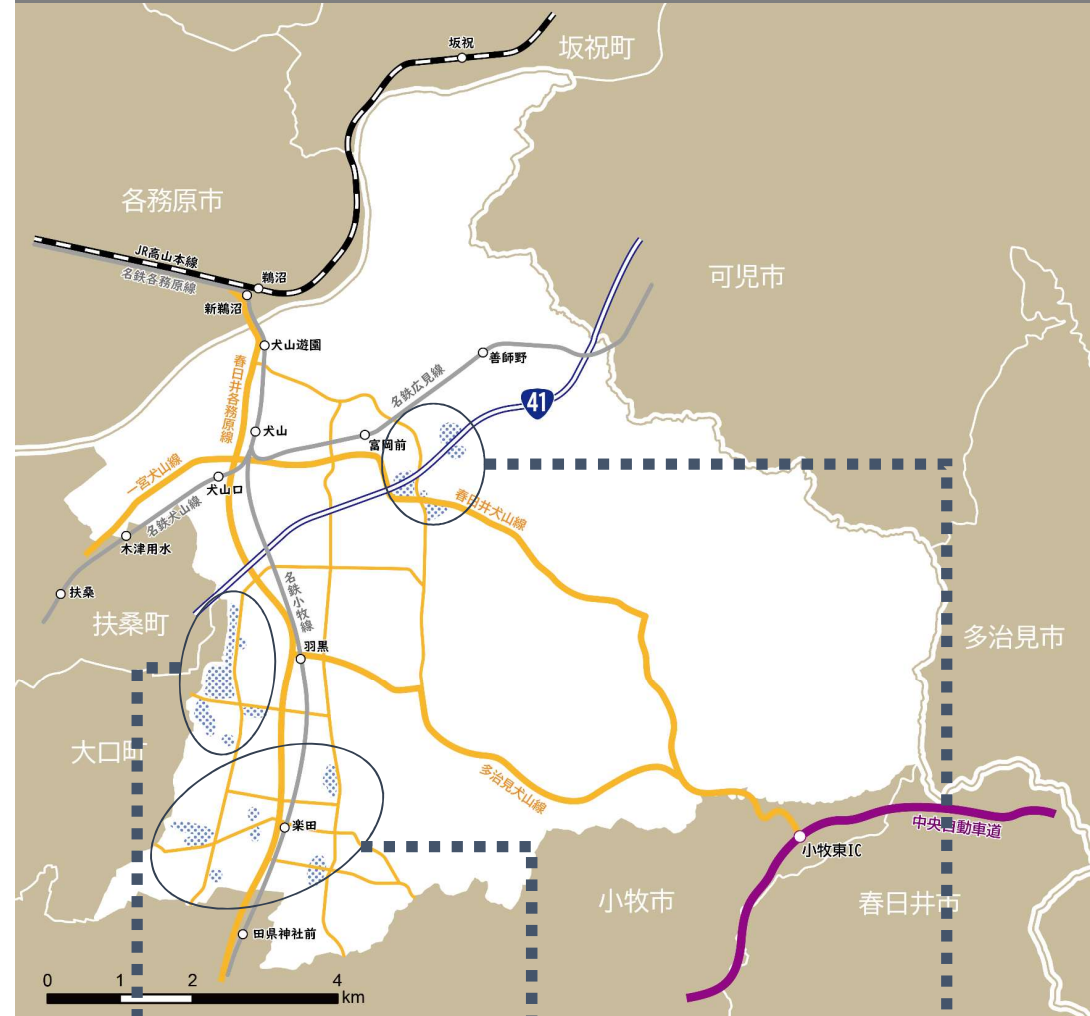
○犬山市集積業種に該当する産業は次のとおりです。

輸送機械関連産業、繊維関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、新エネルギー関連産業、農商工連携関連産業、食料品関連産業、プラスチック関連産業、住宅・建築物・同設備関連産業

※対象業種の詳細は、裏面をご覧ください。

※上記以外の留意事項もあるため、立地計画についてあらかじめ都市計画課（市役所本庁舎2階：建築指導担当）にご相談ください。その際は、予定区域や土地利用計画、業種等の事業概要がわかる資料をご用意ください。

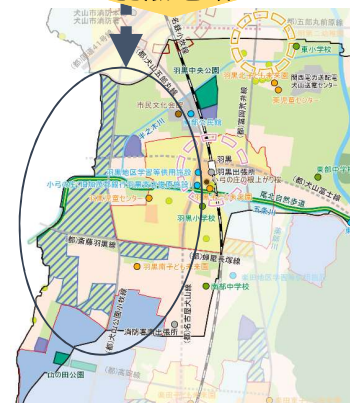
産業集積誘導エリアの位置



羽黒地域

楽田地域

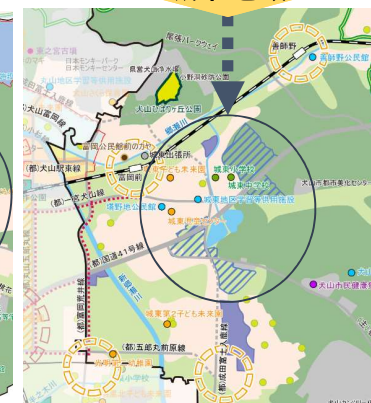
城東地域



原図：犬山市都市計画マスタープラン P.119



原図：犬山市都市計画マスタープラン P.134



原図：犬山市都市計画マスタープラン P.105